

知事免許…1つの都道府県に営業所がある場合（9万円）

国土交通大臣許可…2つ以上の都道府県に営業所がある場合（15万円）

◇一般建設業許可と特定建設業許可の区分

建設工事の発注者から直接工事を請け負う者（元請業者）が、一件の工事につき3,000万円（建築一式工事は、4,500万円）以上となる下請契約を締結して工事を施工する場合は、特定建設業許可を受けなければなりません。

それ以外の場合は一般建設業許可が必要となります。

なお、同一の業種について、特定建設業許可と一般建設業許可の両方を受けることはできません。

◇有効期限

知事免許・国土交通大臣免許とも**5年**となります。

知事免許は有効期限が満了する2ヶ月前から30日前までに、国土交通大臣免許は有効期限が満了する3ヶ月から30日前までに更新申請する必要があるございます。